

新型コロナウイルス感染症対策(インドネシア政府によるジャワ・バリでの活動制限の延長(内務大臣指示の発出))

令和3年11月4日
在スラバヤ日本国総領事館

- ジャワ・バリでの活動制限が11月15日まで延長されました。
- 本内務大臣指示により、当館管轄地域である東ジャワ州内38県市のうち、クディリ県等5県がレベル3からレベル2に引き下げられ、レベル3が19県市、レベル2が14県市、レベル1が5県市と区分されました。スラバヤ市は引き続きレベル1のままです。
- また、ジャカルタ首都特別州、バンテン州のタンゲラン市、タンゲラン県、西ジャワ州のポゴール市、ブカシ県等の活動制限レベルがレベル1に引き下げられ、これに伴い該当地域での活動制限が緩和されました。

1. 11月1日、テイト内務大臣は、ジャワ・バリでの活動制限を、11月15日まで延長する旨の内務大臣指示(2021年57号)を発出しました。

2. 本内務大臣指示により、当館管轄地域である東ジャワ州では、クディリ県等5県がレベル3からレベル2に引き下げられましたが、クディリ市はレベル1からレベル2に引き上げられました。その結果、東ジャワ州内38県市では、レベル3に19県市、レベル2に14県市、レベル1に5県市と、それぞれ区分されました。

※東ジャワ州内の県市の活動レベル:

<レベル3:19県市>

サンパン県、ジェンベル県、シトウボンド県、スムヌップ県、トゥバン県、トゥルンアゲン県、トレンガック県、パスルアン県、パチタン県、パメカサン県、バンカラン県、ブリタル県、プロボリングゴ県、プロボリングゴ市、ボジョヌゴロ県、ポノロゴ県、ボンドウォソ県、ルマジャン県、ンガンジュック県

<レベル2:14県市>

クディリ県、クディリ市、グレシック県、シドアルジョ県、ジョンバン県、バトウ市、バニユワンギ県、マゲタン県、マディウン県、マラン県、マラン市、モジョケルト県、ラモンガン県、ンガウイ県

<レベル1:5県市>

スラバヤ市、パスルアン市、ブリタル市、モジョケルト市、マディウン市

3. ジャワ・バリの活動制限レベル1の主な内容は以下のとおりです。

(1)教育・学習

制限付きで対面授業または／及び遠隔学習とする。制限付きでの対面授業とは、収容率50%までとする。幼児教育については、収容率33%まで、一クラスあたり5人までとする。

(2)非必須・重要分野の出勤制限

下記(3)の必須分野及び(4)の重要分野に該当しない業種では、出勤率75%までとし、ワクチン接種済みの従業員のみ出勤可、職場への出入りにあたってはアプリ「Peduli Lindungi」を使用する。

(3)必須(esensial)分野

ア 顧客サービスを主とする保険・銀行・質・先物取引所・年金・融資機関(lembaga pembiayaan)については、顧客サービスを行う営業所での出勤率は100%まで、事業運営業務のためのオフィス出勤率は75%まで。

イ キャピタルマーケット業、情報通信事業(携帯電話事業、データセンター事業、インターネット事業、メディアを含む)、隔離業務を行わないホテル業での出勤率は100%まで。

ウ 輸出指向産業及びその関連産業のうち、過去12か月の輸出申告書(PEB)又は今後の輸出計画書を提示し産業活動運営移動許可(IOMKI)を取得済みの企業については、製造施設・工場での出勤率は、シフト調整の上で各シフト共に100%まで、事業運営業務のためのオフィス出勤率は75%まで。職場の出入りにあたってアプリ「Peduli Lindungi」を使用。従業員同士の食事は禁止。

エ 政府部門の必須業務については、政府機関強化・官僚改革省の定めに従う。

(4)重要(kritikal)分野

ア 保健、治安に係る活動については、出勤率は100%として可。

イ 災害対応、エネルギー、生活必需品関係を始めとする物流・郵便・運輸・配送業、家畜・ペット用を含む食品・飲料産業、肥料・石油化学、セメント・建設資材、国家の重要施設、国家戦略プロジェクト、建設(情報通信・放送インフラを含む公共インフラ)、基礎サービス(電力、水、廃棄物処理)については、製造施設や建設現場、顧客サービスを行う営業所では、出勤率100%可。事業運営業務のためのオフィス出勤率は75%まで。

ウ エネルギー、生活必需品関係を始めとする物流・郵便・運輸・配送業、家畜・ペット用を含む食品・飲料産業、肥料・石油化学、セメント・建設資材、建設(情報通信・放送インフラを含む公共インフラ)、基礎サービス(電力、水、廃棄物処理)では、従業員及び訪問者が製造施設、建設現場、顧客サービスを行う営業所及び事業運営業務のためのオフィスに立ち入る際、アプリ「Peduli Lindungi」によるスクリーニングを行わなければならない。

(5)日常生活必需品を販売するスーパー、伝統市場、雑貨屋

収容率の100%まで。スーパー及びハイパーマーケットでは、アプリ「Peduli Lindungi」を使用する。薬局は24時間営業可。

(6)生活必需品以外を販売する市場

収容率の100%まで。

(7)路上販売、雑貨店、代理店、金券販売、理髪店、クリーニングサービス、物売り、小規模修理工場、車両洗浄サービス、その他小規模事業

厳格な保健プロトコルの下で営業可(詳細については地方政府が調整。)

(8)飲食店

ア 屋台、路上飲食店等での店内飲食は、営業時間は午後10時まで、収容率は75%まで。

イ レストラン、食堂、カフェは、営業時間は午後10時まで、収容率は75%まで。全ての客と従業員に対して、アプリ「Peduli Lindungi」によるスクリーニングを行う。

ウ 夜間営業のレストラン、食堂、カフェは、営業時間は午後6時から午前0時まで、収容率は75%まで。全ての客と従業員に対して、アプリ「Peduli Lindungi」によるスクリーニングを行う。

(9)ショッピングモール

営業時間は午後10時まで、収容率は100%まで。12歳未満は親同伴であれば入店可。ショッピングモール内の児童遊戯施設や娯楽施設は、トレーシング目的で親が住所と電話番号を記入することを条件に営業を許可。全ての客及び従業員に対し、アプリ「Peduli Lindungi」によるスクリーニングを行う。

(10)映画館

収容率は70%まで。全ての客と従業員に対して、アプリ「Peduli Lindungi」によるスクリーニングを行う。アプリで「緑」又は「黄色」が表示された客のみ入場可。12歳未満は親同伴であれば入場可。映画館内の飲食店での店内飲食は、収容率75%まで、飲食時間は60分以内。

(11)建設活動

公共インフラ建設活動と私的建設活動(建設現場)は、100%可。

(12)礼拝施設

収容率は75%まで。

(13)公共施設(公園、観光施設等)

収容率は75%まで。全ての客と従業員に対して、アプリ「Peduli Lindungi」によるスクリーニングを行う。アプリ「Peduli Lindungi」を使用している観光施設では、親同伴であれば12才未満の入場可。観光施設へのアクセス道路において、金曜日の正午から日曜日の午後6時まで、車両の奇数偶数交通規制を実施。

(14)文化・社会・芸術・スポーツ

収容率75%まで。アプリ「Peduli Lindungi」を使用する。

(15)ジム

収容率75%まで。アプリ「Peduli Lindungi」を使用する。

(16)公共交通機関

定員の100%まで可。

(17)結婚披露宴

収容率75%まで。

(18)マスク着用

自宅外ではマスクを常時着用。マスクを着用せず、フェイスシールドのみの着用は禁止。

(19)隣組(RT)単位での小規模単位の社会活動制限継続。

4. 活動制限レベル2及び3の地域においては、輸出指向企業及び国内市場指向企業を対象に一定の条件の下で100%の出勤での活動を認める措置が継続しています(詳細は、9月1日付けの当館お知らせ(<https://www.surabaya.id.emb-japan.go.jp/files/100229509.pdf>)を参照。)。

5. インドネシアにおける新型コロナウイルス対策のための措置は、突然変更される可能性があります。邦人の皆様におかれても、最新の関連情報の入手に努めてください。居住地・活動地の地方政府が定める対象地域や活動制限の内容については、各地方政府の発表等最新の関連情報の入手に努めてください。(了)